

件名	5陳情第22号 瑞穂町財産区管理会の議事録の作成に必要な措置を求める陳情
<p><b>【趣旨】</b></p> <p>1 瑞穂町財産区管理会の議事録の作成に必要な措置を求める。</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>1 瑞穂町財産区に関する、次の条例等がある。</p> <p>1) 瑞穂町財産区管理条例</p> <p>2) 瑞穂町財産区基金条例</p> <p>3) 瑞穂町財産区協議会設置規程</p> <p>2 瑞穂町財産区管理会設置規程に議事録に係る規定がなく、議事録が作成されていない。</p> <p>3 瑞穂町財産区管理条例第12条 (補則) この条例に定めるもののほか、管理会の議事運営については、瑞穂町の議会の議事運営の例による。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>1 瑞穂町財産区管理会議事録が作成されていないことは、瑞穂町財産区管理条例第12条の「管理会の議事運営については、瑞穂町の議会の議事運営の例による」旨の「議会の議事運営」には、議事録の作成なども含まれているから、従来、これを作成していないことは、当該規定に反し、違法である。 瑞穂町財産区管理会が、議事録に関する明文の規定を設ける必要がある。</p>	

※原文のまま掲載しています。